

長岡赤十字病院 医療機器共同利用の細則

(目的)

第1条 本細則は、地域医療機関等連携推進要領に規定する医療機器共同利用について、地域の医療機関と連携し、病院内の医療機器を共同利用することにより、良質な医療を提供することを目的とする。

(利用対象者)

第2条 医療機器を共同利用できる医療従事者は、登録された医療機関の医師及び歯科医師（以下「登録医」という）とする。

(対象医療機器)

第3条 共同利用できる医療機器は、次のとおりとする。

- (1) コンピューター断層撮影装置（CT）
- (2) 磁気共鳴断層撮影装置（MRI）
- (3) 核医学検査装置（RI）
- (4) 骨密度測定装置
- (5) 上部消化管内視鏡（胃カメラ）
- (6) 超音波診断装置
- (7) その他必要と認める機器

(検査予約の調整)

第4条 地域連携・福祉支援課の担当者は、共同利用する医療機器の検査予約を行い、登録医に通知を行う。

(検査結果の通知)

第5条 地域連携・福祉支援課の担当者又は当院担当医師は、施行した検査結果について登録医に通知を行う。

(その他)

第6条 本細則に定めのない事項に関しては、別途協議をして決定するものとする。

附則 この細則は、平成17年 3月 1日より施行する。

令和元年 7月 1日 一部改正